

令和2年2月28日

第5・6学年保護者様

世田谷区教育長 渡部 理枝

小・中学校卒業式・幼稚園修了式の対応について

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に伴う小・中学校卒業式・幼稚園修了式(以下卒業式等という)の対応につきまして、下記の対応方針を決定しましたので、お知らせいたしますので、ご理解・ご協力を願いいたします。

なお、本通知における対応方針は現時点のものであり、状況の変化により変更される場合があります。

記

1 基本方針

卒業式等については、幼児・児童・生徒(以下、「児童生徒等」とする)の健康・安全を第一とし、参加者の感染リスクを低くするために可能なすべての対策を講じたうえで、開催することとする。

2 感染リスクを低くするための対策の基本的な考え方

- (1) 接触の機会を極力減らすことに努め、参加人数は最小限とする。
- (2) 飛沫感染のリスクを減じるために、内容を厳選のうえ、実施時間を極力短縮する。
- (3) 会場等の衛生環境について、最大限の配慮を行う。

3 卒業式等の概要

(1) 参加者

ア 卒業・卒園する児童生徒等

全員を参加対象とする。ただし、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅休養とする。また、新型コロナウイルスの感染者としての濃厚接触者として出席停止の措置となっている者については参加対象としない。

イ 在校生代表

参加する場合は、各学級2名以内とする。

(本校の対応：在校生代表の参加はありません。)

ウ 保護者

各世帯1名以内とする。また、小さい子どもの同伴も遠慮いただく。

エ 教職員

卒業式等の業務を遂行できる最小限の人数とする。

オ 来賓

来賓(議員や学校運営委員、町会長、民生委員などの地域の方、校医やPTA役員などの学校関係者、旧教職員など)は参加しない。

カ カメラマンなど

カメラマンなどの式典の記録者は、必要最小限の範囲で参加可能とする。

(2) 参加者（児童生徒等、保護者、教職員、カメラマン等）への要請事項

ア 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、参加できないこと。

イ 新型コロナウイルスの濃厚接触者として経過観察の対象となっている場合などについても参加できないこと。

ウ マスクを着用して式典に臨むこと（マスクがない場合は、咳エチケットで臨むこと。）。

(3) 式の会場・内容

ア 会場

- 入口にアルコール消毒液を置き、式典中は窓等を開けて換気をすること。
- 椅子の間隔は、可能な限り開けること。特に児童生徒等の席と保護者席の間隔は大きくとること。
- ひな壇は設置しないこと。

イ 内容

- 証書授与は、全員が壇上で一人ずつ受け取る形とするが、できるだけ短時間に授与のみを実施し、抱負等の発表は行わないこと。なお、授与の撮影時点についてはマスクを外して差し支えないものとする。
- 卒業生からの言葉・在校生の言葉を実施する場合は、壇上に卒業生全員が上がることはせず、代表のみが壇上でマイクを利用して伝える形とすること。なお、フロアにいる卒業生が自席で後方等を向くことは可能とする。
- 式後の集合写真は撮らないこと。また、見送り等のセレモニーは行わないこと。

問い合わせ先

教育指導課 統括指導主事 5432-2703

幼児教育・保育推進担当課 5432-2714